

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。以下「規則」という。）第4条第1項第4号に掲げる機船船びき網漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容等

(1) 制限措置の内容

漁業種類	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
稚あゆ機船船びき網漁業	定めなし	<p>和共第8号共同漁業権漁場区域のうち、有田郡広川町湯浅広港天皇突堤屈曲部中央に設置した漁業基点第365号から332°00' 150mの点を見通した線より南の区域</p> <p>基点第365号 有田郡広川町湯浅広港天皇突堤屈曲部中央に設置した標識</p>	2月1日から4月30日まで	8	<p>1 県内の漁業協同組合に所属する者</p> <p>2 操業区域に漁業権を有する漁業協同組合の同意を得た者</p>
		<p>和共第17号共同漁業権漁場区域のうち次の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域</p> <p>基点A 有田郡広川町日高郡由良町境界            ア 基点Aから356°44' 230mの点            イ アから317°50' 1,580mの点            ウ イから日高郡由良町黒島東端見通し線上520mの点            エ 日高郡由良町黒島北端から354°20' 1,000mの点            オ 基点Bから314°20' 1,900mの点            基点B 日高郡由良町チガ崎北西端</p>		2	
		<p>和共第17号共同漁業権漁場区域のうち次の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域及び和共第18号共同漁業権漁場区域</p> <p>基点G 日高郡由良町大引神谷境界            ア 日高郡由良町大引神谷境界平礫岩頂点            イ アから262°20' 1,000mの点            ウ 日高郡日高町蟻島陸地測量部三角点            エ 基点Hから日高郡由良町日高町境界見通し線上、日高郡由良町日高町境界から418mの点            基点H 日高郡由良町鷺島頂点</p>		2	
		和共第20号共同漁業権漁場区域		2	
		和共第30号共同漁業権漁場区域のうち、田辺市上屋敷元税関北側石標228度線以北の区域		14	

稚あゆ 機船船 びき網 漁業	定めなし	和共第30号共同漁業権漁場区域のうち、田辺市上屋敷元税関北側石標228度線以南及び以下のアからエの点を順次に結んだ線以北の区域  ア 田辺市東山同市新庄町境界 イ アから200度線上910mの点 ウ 田辺市新庄町荒磯崎から同市神島北端見通し線上450mの点 エ 田辺市神楽島南端から同市神島西端見通し線上360mの点	2月1日から 4月30日まで	8	1 県内の漁業協同組合に所属する者 2 操業区域に漁業権を有する漁業協同組合の同意を得た者
		和共第27号共同漁業権漁場区域のうち、以下のアからエの点を順次に結んだ線以南の区域  ア 田辺市東山同市新庄町境界 イ アから200度線上910mの点 ウ 田辺市新庄町荒磯崎から同市神島北端見通し線上450mの点 エ 田辺市神楽島南端から同市神島西端見通し線上360mの点		3	
		和共第31号共同漁業権漁場区域。 ただし、富田川河口両端を結ぶ線の周囲1,000m以内の海域及びその上流側の海域を除く。		7	
		和共第37号共同漁業権漁場区域のうち、次の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては、下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域及び和共第38号共同漁業権漁場区域  漁業基点第271号 東牟婁郡串本町串本出雲境界に設置した標識 ア 漁業基点第271号から東牟婁郡串本町権現島頂上見通し線上距岸250mの点 イ 東牟婁郡串本町鬮野川地先一の島東端 ウ 漁業基点第275号から東牟婁郡串本町戸島崎地先金山小瀬見通し線上364mの点 漁業基点第275号 東牟婁郡串本町鬮野川姫境界に設置した標識		6	
		太地漁港北防波堤突端と同漁港南防波堤突端を結んだ線と、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては、下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域		1	

稚あゆ 機船船 びき網 漁業	定めなし	和共第45号共同漁業権漁場区域のうち次の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては、下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域	2月1日から4月30日まで	1	1 県内の漁業協同組合に所属する者 2 操業区域に漁業権を有する漁業協同組合の同意を得た者
		<p>漁業基点第335号 東牟婁郡太地町太地那智勝浦町湯川界に設置した標識</p> <p>ア 漁業基点第335号から138°23' 220mの点</p> <p>イ 漁業基点第340号から261°33' の方位線と対岸の中央点</p> <p>漁業基点第336号 東牟婁郡太地町鯉島に設置した標識</p> <p>ウ 漁業基点第336号から漁業基点第352号見通し線と東牟婁郡那智勝浦町金光坊島頂上から同町綱切島見通し線との交点</p> <p>エ 東牟婁郡那智勝浦町金光坊島頂上から同町綱切島見通し線と漁業基点第349号から同町ナキワノ鼻見通し線との交点</p> <p>漁業基点第349号 東牟婁郡那智勝浦町勝浦天満界に設置した標識</p>			
		和共第46号共同漁業権漁場区域のうち次の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあっては、下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域		2	
		<p>漁業基点第356号 東牟婁郡那智勝浦町新宮市境界佐野川松瀬橋南詰から24m南に設置した標識</p> <p>ア 漁業基点第356号から106°33' 2,497mの点</p> <p>イ 漁業基点第359号から52°33' 60mの点から139°03' 2,500mの点</p> <p>漁業基点第359号 新宮市三輪崎新宮境界にある境界岩頂上に設置した標識</p>			

(2) 許可又は起業の認可に付ける条件

知事が、規則第11条第4項に基づく許可又は起業の認可をするときは、次に掲げる条件を付けることがある。

- ア 免許を受けた漁業の妨害をしてはならない。
- イ 種苗以外は採捕してはならない。
- ウ 採捕上限について、別途県が通知した数量までとする。
- エ 採捕上限に達したときは、直ちに採捕を終了しなければならない。
- オ 採捕上限に達しない場合においても、県が指示したときは採捕を中止しなければならない。
- カ 種苗を採捕した際は、生け簀に蓄養し、採捕日の翌朝速やかに所属漁協に届け出なければならない。
- キ 県の指示に従い、採捕実績を報告しなければならない。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年12月24日から令和7年1月14日まで

なお、2に掲げる期間に申請した規則第11条第4項に基づく許可の有効期間は、令和7年2月1日から令和7年4月30日までとする。